

「北大ガゴメ」ブランド使用のためのガイドライン

このガイドラインは、国立大学法人北海道大学産学・地域協働推進機構（以下、「産地機構」という。）が、同大学水産科学研究所の研究成果による栽培技術を活用したガゴメコンブを加工・販売する栽培者、漁業者及び企業に対し、「北大ガゴメ」ブランドの使用を許諾する要件等を定めることを目的とする。

第1条（認定栽培者）

「北大ガゴメ」ブランドを使用できるガゴメコンブは、海藻活用研究会より認定を受けた栽培者（以下、「認定栽培者」という。）が生産するガゴメコンブとする。

第2条（申請資格）

「北大ガゴメ」ブランドの使用許諾を申請しようとする栽培者、漁業者及び企業（以下、「申請者」という。）は次の各号の全てを満たさなければならないものとする。

- (1) 海藻活用研究会の会員であること。
- (2) 海藻活用研究会からの推薦を得ていること。
- (3) 前条に規定するガゴメコンブを使用していること。

2 「北大ガゴメ」ブランドの使用許諾を申請しようとする申請者は、その代表者の名において、別に定める様式により、産地機構に申請するものとする。ただし、申請者が、栽培者又は漁業者などであり、かつ、ガゴメコンブの栽培者である場合、当該申請者は認定栽培者でなければならない。

第3条（ブランド使用許諾の審査）

前条の申請を受けた産地機構は、審査の結果を申請者及び海藻活用研究会に通知するものとする。

第4条（ブランドの使用等）

前条の審査の結果、産地機構が申請者に「北大ガゴメ」ブランドの使用を許諾した場合、当該使用を許諾された栽培者、漁業者又は企業（以下、「被許諾者」という。）は別途国立大学法人北海道大学（以下、「北大」という。）との間でブランド使用許諾契約を締結し、使用料を支払うものとする。

2 「北大ガゴメ」ブランドの使用により、被許諾者又はその他の第三者に損害が生じた場合であっても、北大は、何らその責任を負わない。

第5条（ブランド使用の取消し）

被許諾者が次の各号のいずれかに該当するときは、産地機構の議を経て、北大が「北大ガ

ゴメ」ブランドの使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する申請資格を満たさなくなったとき。
- (2) 北大又は被許諾者自身の社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被許諾者に「北大ガゴメ」ブランドを保持させることが
適当でないときと北大総長が認めるとき。

2 前項の規定に基づき「北大ガゴメ」ブランドの使用許諾を取り消された被許諾者は、速やかに同ブランドの使用を中止するものとし、当該取消しを受けた日以降、同ブランドをその事業に使用してはならない。

第6条（雑則）

このガイドラインに定めるもののほか、「北大ガゴメ」ブランドの使用に関し必要な事項は、産地機構が別に定めるものとする。

第7条（改訂）

産地機構は、このガイドラインを改訂することができる。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。